

大学図書館における著作権

東京大学附属図書館情報サービス課長
友 光 健 二

1. 著作物、著作権とは

- ・著作権 = 著作物について著作者が持っている権利
- ・著作物 = 思想、感情を創作的に表現したもの
(言語の著作物、音楽、舞踏、美術作品、建築物、地図、映画、写真、プログラム、二次的著作物、編集著作物、データベース)

著作権とは

- ・著作権 = 人格権(譲渡、制限は不可) + 財産権(譲渡、制限が出来る)
- ・著作権法の目的(第一条)
この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、
これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、(権利の制限)
著作者等の権利の保護を図り、(権利の保護)
もつて文化の発展に寄与することを目的とする。(目的)

図書館職員 = 著作物やコンテンツの利用の接点にいる

- ・利用者の便宜を図り、大学における教育・研究を促進するためにも、著作権に積極的に関わりを持っていく
- ・一方、大学からの情報発信に関しては権利者の立場にも立っている(電子図書館)

2. 図書館のサービスと著作権

原則：著作者は著作物の利用に関するすべての権利を保護されるので、利用する際は許諾が必要
但し、図書館においては公益的観点により、以下の権利は著作権が制限されているため、
許諾は不要

複製権の制限(法第31条)

文献複写サービスや図書館資料の保存のための複製。

貸与権の制限(法第38条)

本やCDの貸出

演奏権・上映権の制限(法第38条)

図書館でのレコードコンサート、ビデオ上映会の開催。

公衆送信権(FAX やインターネットによる文献の電送)

頒布権(ビデオ、DVD など映像資料の館外貸し出し)

については、図書館における権利制限はない

複製権について

(権利の保護) = 「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」(法第 21 条)

(図書館での権利制限) = 著作権法第 31 条(図書館等における複製)

「..図書館その他の施設で政令で定めるもの...においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合」

図書館その他の施設で政令で定めるもの(いわゆる「31条図書館」)

- ・ 国立国会図書館
- ・ 図書館法 2 条 1 項の図書館 公共図書館
- ・ 大学、高等専門学校の図書館
- ・ 大学に類する教育機関の図書館 水産大学校など
- ・ 法令で設置された美術館などの図書室
- ・ 法令で設置された研究所などの図書室
- ・ 国、地方公共団体、法人が設置する施設で文化庁長官が指定するもの 現在 28 施設のみ
(学校図書館、病院図書館は含まれない)

法第 31 条(図書館における複製)における争点

- ・ 「においては」に関して
- ・ 「営利を目的としない事業」に関して
- ・ 「図書館資料」に関して
- ・ 「利用者の求めに応じ」に関して
- ・ 「その調査研究の用に供する」に関して
- ・ 「著作物の一部分」に関して
- ・ 「発行後相当期間」に関して

- ・「保存のため必要がある場合」に関して

公衆送信権について

(権利の保護) = 「著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。」(法第 23 条)

(定義) = 著作権法第 2 条 7 の 2 , 9 の 4 , 5

「公衆送信 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（有線電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の一部の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。」

「自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの（放送又は有線放送に該当するものを除く。）をいう。」

- ・送信可能化 = ネットワークに接続されているサーバーへのアップロード

貸与権について

(権利の保護) = 「著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（...）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。」(法第 26 条の 3)

(権利の制限) = 著作権法第 38 条 4 項

「公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（...）の貸与により公衆に提供することができる。

貸与における「営利」「料金」の解釈について（政府答弁（平成 16 年 5 月 25 日））

「営利」の解釈

「業としてその貸与行為自体から直接的に利益を得る場合又はその貸与行為が間接的に何らかの形で貸与を行う者の利益に具体的に寄与するものと認められる場合をいうものと解される」

「料金」に該当しない場合：

対価が施設の一般的な運営費や維持費に充てるための利用料であると認められる場合

3 . 著作権に対する取り組み

法改正に対する取り組み

文化審議会著作権分科会での審議

情報小委員会図書館等における著作物等の利用に関するワーキンググループ

「図書館等における著作物等の利用に関する検討」

法の運用に関する協議

図書館と権利者との協議体制

図書館における著作物の利用に関する当事者協議会

- ・(社)日本複写権センターとの協議
- ・大学図書館における文献複製物の提供方法に関する権利者・大学図書館間協議(ILL協議)

図書館側の協議体制

著作権に関する図書館団体懇談会

- ・国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会
及び同ワーキンググループ

4. 大学図書館としての取り組み

著作権集中処理機構設立準備委員会発足(1987)

- ・国立大学図書館協議会「文献複写に係る著作権問題特別委員会」設置(1988)
日本複写権センター設立(1991)
〃 が「複写に関するガイドライン(案)」を提示(1993)
- ・国立大学図書館協議会「著作権特別委員会」及びワーキンググループ設置(1998)
国大協が「大学図書館における文献複写に関する実務要項A案」提示(1999)
- ・国公立大学図書館協力委員会「著作権問題拡大ワーキンググループ」設置(2001)
協力委員会が「著作権問題についてのアクションプラン」を策定(2001)
- ・国公立大学図書館協力委員会「大学図書館著作権検討委員会」設置(2002)
協力委員会が「大学図書館における文献複写に関する実務要項」策定(2002)
- ・国立大学図書館協議会「著作権特別委員会」が発展的解散し、「大学図書館著作権検討委員会」に活動の場を移す(2003)
協力委員会と権利者2団体の間で、「大学図書館間協力における資料複製に関する利用許諾契約」締結(2004)

5. 大学図書館著作権検討委員会の活動

国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会

2002(平成14).10設置

国公立大学図書館協力委員会(626館)の専門委員会の一つ

構成 顧問 土屋千葉大学文学部教授(千葉大学附属図書館長)

主査 早稲田大学 副主査 東京大学(WG主査)

委員 5名(国立2名 公立1名 私立2名)

WG 14名(国立7名 公立3名 私立4名)

これまでの活動成果

セルフ式コピーによる複写についての実務要項(2002)

- ILLにおけるFAX等の利用についての許諾契約(2004)
- 大学図書館における著作権問題Q&Aの作成、改訂(2002-)
- 著作権啓蒙活動(2001-)
 - ・著作権講習会、シンポジウムの開催
 - ・著作権ポスターの作成、配布(日本図書館協会と協力)

6. セルフ式コピー機による複写

経緯

- ・「複写に関するガイドライン(案)」が日本複写権センターから提示される(1989)
 - 著作権法第31条に該当しない複写として、以下が挙げられていた
 - コイン式複写機器による複写
 - 来館者以外の者に提供する複写
- ・「大学図書館における文献複写に関する実務要項A(案)」を提示(1999)
 - 日本複写権センターとの協議を継続的に行う
- ・「大学図書館における文献複写に関する実務要項」について合意(2002)
 - ・2003(平成15)年4月23日付けで国公立大学図書館協力委員会から各大学図書館に実務要項と解説を送付し周知を図る

「実務要項」の内容

- ・大学図書館の範囲を規定
 - 中央図書館、分館又は各学部等に設置されている図書施設(専任職員を配置し、著作権の適正な管理を行う図書室等)を全て含む。
- ・著作権法尊重態度の周知
 - 著作権尊重の重要性と複製できる範囲を、掲示や利用案内・ガイドンスで周知する。
- ・セルフ式コピー機の運用方法
 - コピー機の管理者を置き、適正な管理に努める。
 - 利用者には複写申込書を提出させる。
- ・定期刊行物の「発行後相当期間」の範囲
 - 一般に入手できなくなる目安を、次号が既刊となった場合又は発行後3ヶ月を経た場合とした。
- ・国立大学図書館協会ホームページで、実務要項を公開している
 - “<http://wwwsoc.nii.ac.jp/janul/j/documents/coop/yoko.pdf>”

7. ILLにおけるFAX等送信

経緯

- ・著作権分科会情報小委員会ワーキンググループ(2001)
 - 図書館側からILLにおけるFAX等の利用に関する権利制限を要望

- ・図書館等における著作物等の利用に関する検討（2002.9）
権利者との協議の結果、図書館間に限り FAX 等の利用は可能との合意を得て、
著作権分科会法制問題小委員会に報告
- ・しかしながら、小委員会では法改正をするという結論に至らなかった（2003.1）
- ・大学図書館独自で学術出版系権利者 2 団体と交渉を開始（2003.7）
医工学系権利団体（JCLS）と学協会系権利団体（学著協）
- ・ILLにおいて FAX 等を使用することに関する無償許諾契約締結（2004.3）
図書館側は国公立大学図書館協力委員会（626 館）として調印
運用上遵守すべきことを「ガイドライン」に盛り込む
- ・2004（平成 16）年 3 月 12 日付けで国公立大学図書館協力委員会から各大学図書館に、
許諾契約書写しとガイドラインを送付し周知を図る

「ガイドライン」の内容

- ・ILLにおいて FAX 送信、インターネット送信（電子メール添付を含む）を利用すること
について、無償で許諾する。
- ・送信できる著作物は、2 著作権等管理事業者（JCLS、学術著作権協会）に権利委託され
ているものが対象となる。（現在 ILL で伝送されている資料の大半が含まれる。）
- ・利用者には、紙面に再生された複製物のみを渡し、中間複製物は必ず破棄する。
- ・一定以上の利用があった資料については、図書館は購入努力義務を負う。
- ・契約の前提として、大学図書館における複製は、本来大学の構成員個人の調査研究を
目的として行われるべきものであるとの主張への共通理解。
- ・“[http:// wwwsoc.nii.ac.jp/janul/j/documents/coop/ill_fax_guideline_050305.pdf](http://wwwsoc.nii.ac.jp/janul/j/documents/coop/ill_fax_guideline_050305.pdf)”
でガイドラインを公開している。
- ・「大学図書館協力ニュース」24(6)（2004.3）に解説記事が掲載されている。

8 .「大学図書館における著作権問題Q & A」

経緯

- ・2002 年 2 月に国公立大学図書館協力委員会著作権問題拡大WGが、著作権普及活動
の一環として、第 1 版を作成
- ・2003 年 3 月、2004 年 3 月、2005 年 3 月に、同委員会大学図書館著作権検討委員会が第 2 版、
第 3 版、第 4 版を改訂、公開
- ・国大図協ホームページで内容を公開
“[http:// wwwsoc.nii.ac.jp/janul/j/documents/coop/ill_fax_guideline_050305.pdf](http://wwwsoc.nii.ac.jp/janul/j/documents/coop/ill_fax_guideline_050305.pdf)”
- ・WG メールリングリスト（“copy-wg@lib.u-tokyo.ac.jp”）で質問等の受付をしている

「Q & A」の内容

- ・大学図書館における利用者サービス等の業務の現場での著作権に関わる事例の集積

・構成

セルフコピー、私的複製
公表された著作物の一部分
発行後相当期間
ILL
企業等からの複写依頼
FAX、DDS
オンライン情報、データベース
映像資料、音楽資料、録音資料
学位論文、卒業アルバム、灰色文献
写本、古書、稀覯資料、手書き原稿
寄託資料、リザーブブック
資料保存のための複製
広報、展示
その他の複写等の問題
貸出、公貸権
利用許諾、罰則

9. これからの課題

- ・ ILLにおける FAX 等の利用 契約相手（許諾対象資料）の拡大
- ・ 記念論文集等入手困難な資料の論文全部の複製 事前意思表示システムの検討
- ・ SPレコード等再生手段の入手が困難な資料の媒体変換 法改正を行う方向
- ・ 31条を超える範囲の複製 権利者団体との協議
- ・ 営利目的の複製の除外 引き続き関係者間で協議
- ・ 貸出に関する補償金の要求への対応 引き続き関係者間で協議

「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」で協議中の課題

- ・ 権利者側の要望事項
 - 著作権法第31条1項1号で認められている著作物の複製から商業目的の調査研究を除外すること。
 - 図書館における貸し出しに対する補償金制度を設けること。
 - 図書館における複製に対する補償金を設けること。
 - 著作権法第31条の解釈・運用についてのガイドラインを作製すること。
(例：著作物の「一部分」の範囲など)
 - 図書館における複製が提供できる範囲を図書館内の利用者限定すること。
- ・ 図書館側の要望事項
 - ファクシミリ、インターネット等を使用して、著作物の複製物を他の図書館に送付できるよ

うにすること。

図書館間相互貸借で借り受けた図書等を著作権法31条1号により複写することができるようにすること。

現在、運用のためのガイドラインを作成中

「再生手段」の入手が困難である図書館資料を、媒体を変換して複製できるようにすること。

図書館等に設置されたインターネット端末から図書館利用者が著作物を例外的に許諾を得ずプリントアウトできるようにすること。

著作権法第31条の解釈・運用についてのガイドラインを作製すること。

(例：事典の一項目全部の複写等)

現在、運用のためのガイドラインを作成中

参考リンク集

- ・「著作権Q & A ~ 著作権なるほど質問箱 ~」(文化庁) (<http://www.bunka.go.jp/c-edu/>)
- ・「大学図書館における著作権問題Q & A (第4版)」
(http://wwwsoc.nii.ac.jp/janul/j/documents/coop/copyrightQA_v4.pdf)
- ・「大学図書館における文献複写に関する実務要項」
(<http://wwwsoc.nii.ac.jp/janul/j/documents/coop/yoko.pdf>)
- ・「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」
(http://wwwsoc.nii.ac.jp/janul/j/documents/coop/ill_fax_guideline_050305.pdf)
- ・日本図書館協会著作権委員会ホームページ(<http://www.jla.or.jp/copyright/index.html>)



著作権ポスター